

## 大学院における実務経験について（案）

- 昨年12月の社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会とりまとめでは、「大学院における教育課程においては、設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育を受ける場合等に限り、これを実務経験として認める」、「（通常の大学院での）建築に関する研究の経験は実務経験とは認めない」とされています。
- これを踏まえ、大学院における実務経験については、告示において以下の内容を規定することとしています。
  - ・ 建築設計（意匠、構造、設備）・工事監理に関するインターンシップを必須とする。
  - ・ インターンシップ及びこれに関連して必要となる演習・実習・実験・講義を合計して、30単位以上であれば実務経験2年、15単位以上30単位未満であれば実務経験1年とみなす。
- 具体的には、別紙の方針で運用を行うこととしています。

この結果、

  - ・ インターンシップを科目として用意していない場合や、用意している場合であっても大学院教育の内容が「（通常の大学院での）建築に関する研究」に関するものが中心である場合は、大学院における実務経験は認められません。
  - ・ また、実務経験1年となる可能性があるのは、相当数の科目がインターンシップ又はインターンシップに関連して必要となる科目であり、「設計等に関する業務についての実務訓練と同等となる教育」に大学院教育の重点を置いている場合となります。

（実務経験が1年となるかどうかは、個人の単位取得の状況によって異なります。）
  - ・ なお、実務経験2年となる可能性があるのは、いわゆる専門職大学院のように、概ね全ての科目がインターンシップ又はインターンシップに関連して必要となる科目であるなど、大学院教育の目的が「設計等に関する業務についての実務訓練と同等となる教育」を行うこととなっている場合に限られます。

（実務経験が2年となるかどうかは、個人の単位取得の状況によって異なります。）

## 運用方針（案）

### 1) 全般

- 授業内容はシラバスにより確認します。
- インターンシップ及びこれに関連して必要となる科目全体の考え方（すなわち「設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育」の考え方）について、大学が作成する補足説明資料を提出してもらいます。

### 2) インターンシップ

- 原則として、学生が建築士事務所等において、設計・工事監理の実務を体験しつつ、実務訓練を行うプログラムが組まれているものとします。
- やむを得ず、建築士を外部講師として招く場合も、上記と同等の実務訓練を行うプログラムであることが必要です。したがって、通常の設計演習のようなプログラムは対象となりません。

### 3) 関連して必要となる科目

(注：「関連する科目」でなく「関連して必要となる科目」であることに留意する必要があります。)

- 当該科目がインターンシップに関連しているだけでなく、インターンシップのプログラムが当該科目を「関連して必要としている」ことが必要となります。
- すなわち、インターンシップのプログラムの有無に関わらず行われる授業内容の科目は対象とせず、インターンシッププログラムと連携して、インターンシッププログラムをより効果的なものとするような授業内容となっている必要があります。例えば、建築士事務所の役割、業務、技術者倫理に関する講義や建築主の要求条件を踏まえた設計、プレゼンテーションに関する演習が該当するものと考えられます。(考え方は、シラバス及び補足提出資料で確認します。)

### 4) 事前確認

- こうした方針の下、(財)建築技術教育普及センターに学識経験者、建築実務者を含めた審査委員会を設け、インターンシップ及びこれと関連して必要となる科目に関し、事前確認を行うこととしています。